

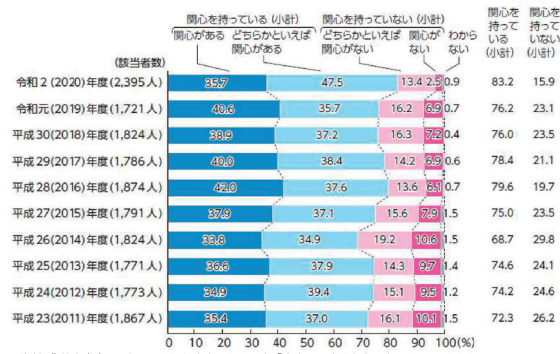
第4次食育推進基本計画の策定のポイント

令和3年11月22日
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
西尾 素子

食育に関心を持っている国民の割合

○ 食育に関心を持っている（食育に「関心がある」と及び「どちらかといえば関心がある」）国民の割合は83.2%

食育に関心を持っている国民の割合の推移



食育推進施策の基本的枠組み

○食育基本法(平成17年法律第63号)

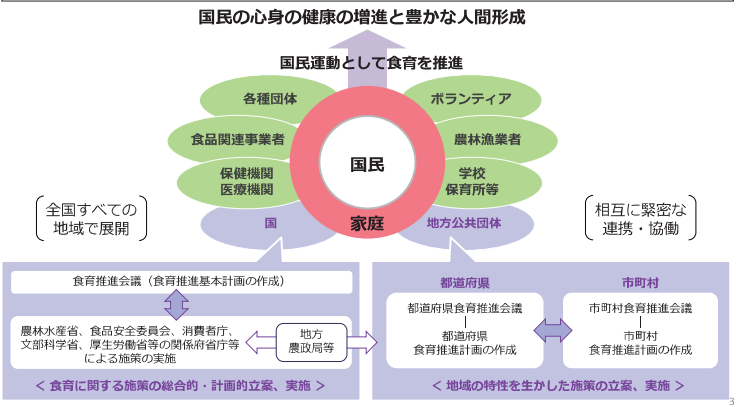
- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に公布、同年7月に施行。
- 食育は、生きる上での基本であって、**知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。**
- 食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っていること、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮することが求められる。

○食育推進基本計画

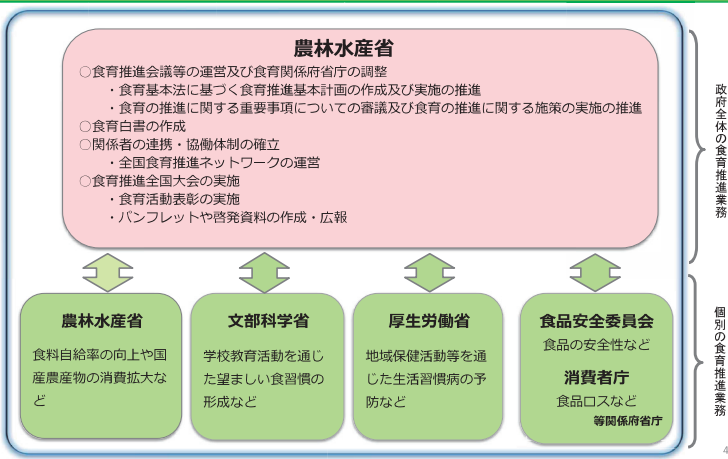
- 令和3(2021)年3月には、食育推進会議において「第4次食育推進基本計画」が決定され、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までのおおむね5年間で対象とし、食育の推進に当たって取り組むべき新たな重点事項等が規定。
- 第4次基本計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、以下の3つの重点事項を規定。
 - (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - (2) 持続可能な食を支える食育の推進
 - (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

食育の推進体制（全体像）

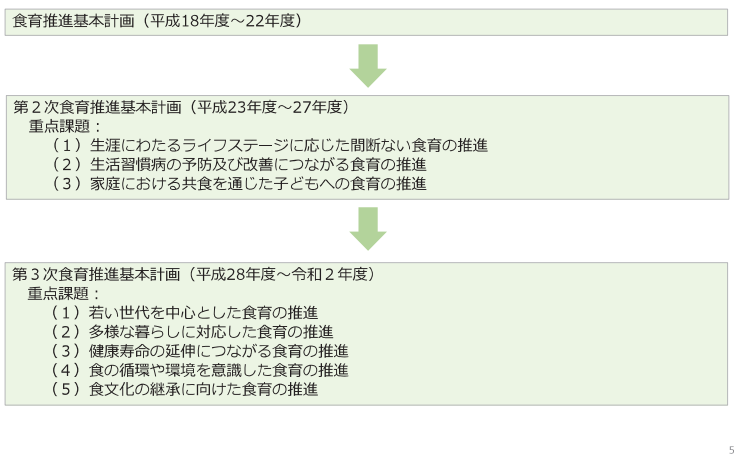
○ 食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進。



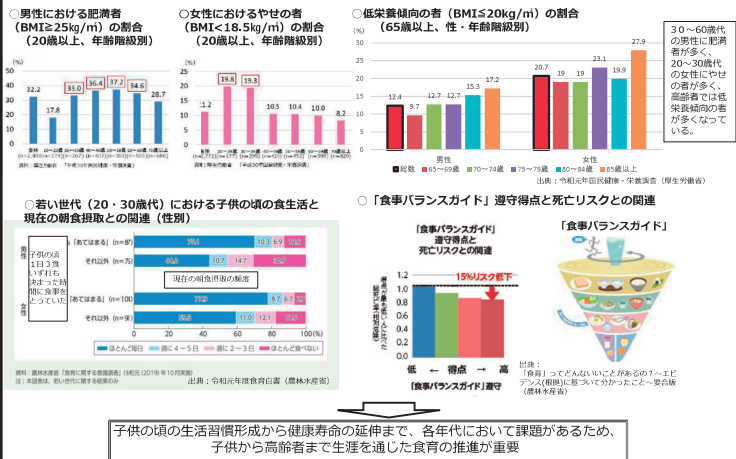
食育の推進体制（政府の食育推進体制）



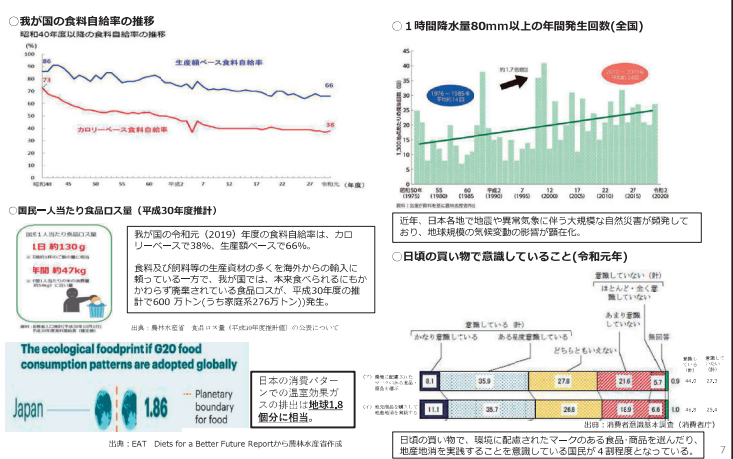
食育推進基本計画



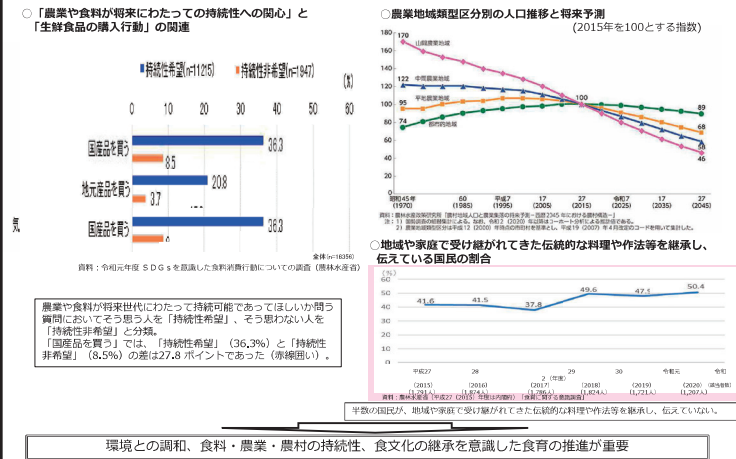
食育をめぐる状況(1)国民の生涯にわたる健康課題



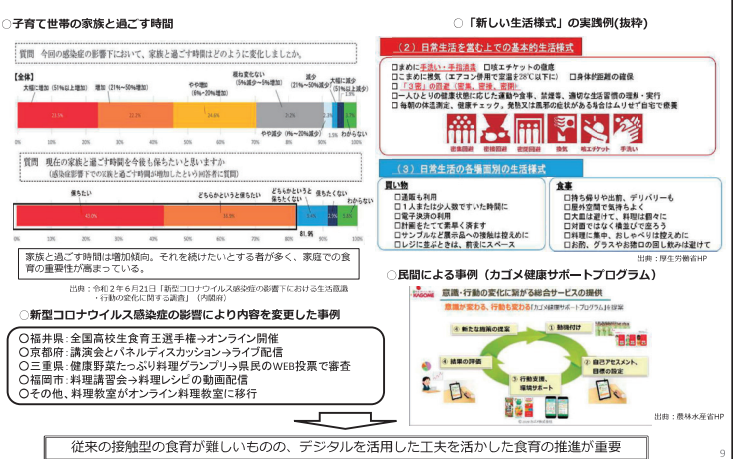
食育をめぐる状況(2)持続可能な食①



食育をめぐる状況(2)持続可能な食②



食育をめぐる状況(3)「新たな日常」やデジタル化への対応



食をめぐる現状・課題

- 生活習慣病の予防
- 高齢化、健康寿命の延伸
- 成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- 世帯構造や暮らしの変化
- 農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- 総合食料自給率(加リ-) 38%(令和元年度)
- 地球規模の気候変動の影響の顕在化
- 食品ロス(推計)600万トン(平成30年度)
- 地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危機
- 新型コロナウイルスによる「新たな日常」への対応
- 社会のデジタル化
- 持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

第4次食育推進基本計画の概要

第4次食育推進基本計画 (令和3年度~令和7年度)

令和3年3月31日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- SDGsの各ターゲットを踏まえながら多様な関係者が相互に連携、協力して総合的に推進
- SDGsの各ターゲットを踏まえながら多様な関係者が相互に連携、協力して総合的に推進

第2 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての「目標(16目標・24目標)」

第3 食育の総合的な推進に関する事項 具体的な施策

1. 家庭における食育の推進
 - 乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
 - 食生活の改善と食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
 - 栄養教育の一環としての推進
 - 学校給食の推進
3. 地域における食育の推進
 - 健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - 地域における食育の推進
 - 日本食生活の振興の推進
 - 農産物の活用と食育に対する食育の推進
4. 生涯学習の推進
 - 食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応
5. 食文化の継承のための活動への推進
 - 中核的な人材の育成や食文化の継承の推進
 - 食文化の継承と食育の推進
 - 食文化の継承と食育の推進
6. 食文化の継承のための活動への推進
 - 食文化の継承と食育の推進
 - 食文化の継承と食育の推進
7. 食の安全性、食育の推進に関する情報提供
 - 食の安全性、食育の推進に関する情報提供
 - 食の安全性、食育の推進に関する情報提供

第4 食育の推進に関する施策を総合的に推進するための必要な事項

学校給食における地場産物等の活用に係る目標の変更について①

【第3次計画における目標】

- 学校給食における地場産物を使用する割合**30%**以上、**国産食材**を使用する割合**80%**以上 ※ともに**食材数ベース**

【学校給食で地場産物等の活用を推進する意義】

- 地場産物を活用した指導等を通じた、地域の自然や文化、産業、生産者、食に関する子供たちの理解促進。
- 地域経済活性化や流通コスト削減等、地産地消の推進。

【第3次計画における課題①】

子供たちに地域や食に関する理解を推進させるには、地場産物の活用等と食育を一体的に推進することが重要である。しかし第3次計画では、指導に関する目標がない（児童生徒が給食に地場産物が使われていることに気付かない可能性もある。）。

【目標追加】

- 栄養教諭による一か月当たりの地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数 **1.2回以上** (R1)約9回 ※指導例：給食の時間等での栄養教諭による指導、校内放送や教材作成・配布等（農家等生産現場との連携・協力なども）

18

学校給食における地場産物等の活用に係る目標の変更について②

【第3次計画における課題②】

- ①**食材数ベース**では、ごまや砂糖等で使用した場合、メイン食材（ごはん等）で使用した場合において、同じ評価となり、**現場の努力が反映されず、金額ベースの目標とすることが適当**。また、**金額ベース**でみると、**学校給食については、食料国産率※と比べても既に相当程度の水準**にあり、**今後も維持・向上すべき**。

※総合食料自給率から飼料自給率の影響を除外

	金額ベース	食材数ベース	
地場産物の使用割合 (R1)	52.7%	26%	
国産食材の使用割合 (R1)	87%	77.1%	【参考】生産額ベース食料国産率 (R1) 69%

- ②地場産物の生産量の地域間格差が大きいので、全国一律の数値目標とするのは適当ではない。**各都道府県が創意工夫を発揮し、現行以上の推進を目指すような目標とすることが適当**。

【農林水産業生産額(H30)】東京都**415**億円、大阪府**382**億円、北海道**15,449**億円、茨城県**4,771**億円、鹿児島県**5,639**億円

- ③計画策定当時と比較し、**農家の若い世代の減少や高齢化の進展等により、一部の地域では、必要量の確保について現状維持さえ難しいとの声もある**（栄養教諭の全国団体等）。

【農家人口】**650.3**万人 (H22) ⇒ **398.4**万人 (H31) 【うち、65歳以上割合】**34.3%**(H22) ⇒ **45.2%**(H31)

【目標見直し】

- 学校給食における地場産物・国産食材の使用割合（**金額ベース**）について、**令和元年度の数値より維持・向上した都道府県の割合90%以上**（43自治体以上） ※具体的には、**令和元年度の各都道府県の数値を明らかにすることにより、各都道府県の創意工夫の発揮を促す**。

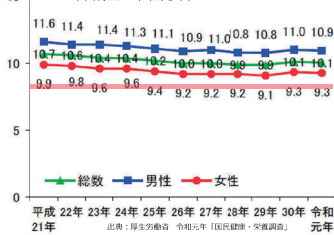
19

栄養バランスに配慮した食生活に関する目標値の追加について①

- 栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、「健康日本21（第二次）」の趣旨を踏まえ、目標値を追加。

○食塩摂取量に関する目標値

(g/日) 食塩摂取量の平均値の年次推移 (20歳以上) (平成21～令和元年)



食塩摂取量について、「健康日本21（第二次）」で、令和4（平成34）年度に成人1人1日当たりの食塩摂取量の平均値を8gとすることを目標としている

令和元年は10.1gであり、目標は達成していない状況。

食育推進基本計画で目標値に追加

- ・個々の実情等も踏まえた様々な取組を通じて全体の平均値としての目標値達成を目指す
- ・都道府県・市町村や食育関係者における取組を促す

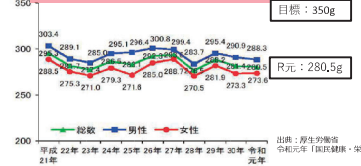
20

栄養バランスに配慮した食生活に関する目標値の追加について②

- 栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、「健康日本21（第二次）」の趣旨を踏まえ、目標値を追加。

○野菜摂取量に関する目標値

(g/日) 野菜摂取量の平均値の年次推移 (20歳以上) (平成21～令和元年)



野菜・果物摂取量について、「健康日本21（第二次）」で、令和4（平成34）年度に成人1人1日当たり、野菜摂取量の平均値を350gとすること、果物の摂取量100g未満の者の割合を30%に減少させることを目標としている。

令和元年、野菜摂取量の平均値280.5g 平成30年、果物の摂取量100g未満の者の割合は60.5%となっており、目標は達成していない状況。

○果物摂取量に関する目標値

(%) 果物摂取量100g未満の者の割合 (20歳以上) (平成22～平成30年)



食育推進基本計画で目標値に追加

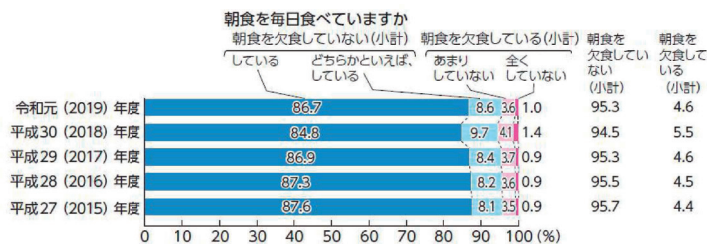
- ・個々の実情等も踏まえた様々な取組を通じて全体としての目標値達成を目指す
- ・都道府県・市町村や生産者団体を含む幅広い食育関係者における取組を促す

21

朝食を欠食する子供の割合

- 朝食を欠食する子供（朝食を毎日食べることが「全くしていない」及び「あまりしていない」と回答した小学校6年生）の割合は4.6%（第3次基本計画作成時の調査結果は4.4%）
- 第4次食育推進基本計画においても、引き続き0%とすることが目標

朝食を欠食する子供の割合の推移



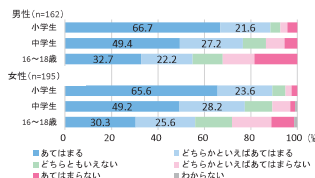
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」
注：小学校6年生を対象
注：令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施を見送りました

22

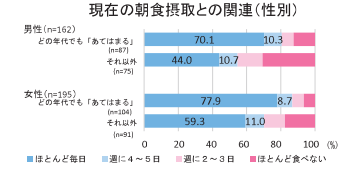
子供の頃の食生活と現在の食生活との関連

- 若い世代（20歳代及び30歳代）において、小学生、中学生、16～18歳の頃の食生活を振り返ってもらったところ、「家では、1日三食いずれも決まった時間に食事をとっていた」等に関して、年代が上がるにつれて「あてはまる」と回答した人の割合が減少。
- 「家では、1日三食いずれも決まった時間に食事をとっていた」について、小学生、中学生、16～18歳のどの年代においても「あてはまる」（「あてはまる」及び「どちらかといえばあてはまる」）と回答した人は、それ以外の人と比べ、現在、朝食を「ほとんど毎日」食べると回答。

若い世代における1日三食いずれも決まった時間に食事をとっていた人の割合(性別)



若い世代における子供の頃の食生活(1日三食いずれも決まった時間に食事をとっていた)と現在の朝食摂取との関連(性別)



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（2019年10月実施）

23

食育ピクトグラム・食育マーク

食育についてもみなさんにわかりやすく発信していただくため、絵文字で表現した食育ピクトグラムを作成しました。



○生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

1 みんなで楽しく食べよう	2 朝ごはんを食べよう	3 バランスよく食べよう	4 足りすぎないやせすぎない	5 よくかんで食べよう	6 手を洗おう	7 災害にそなえよう
笑顔と口を開けている顔	朝日とご飯	食事バランスガイドコマ	体重計	よくかんで食べる子ども	清潔な手	ペットボトルと缶詰

○持続可能な食を支える食育の推進 ○食育の推進 食育マーク

8 食べ残しをなくそう	9 産地を応援しよう	10 食・農の体験をしよう	11 和食文化を伝えよう	12 食育を推進しよう
食べ残したお皿	海・山と生産者	作物を持つ手	茶碗とお箸	食育を促める



利用規約を守っていただければ、食品等の商品の包装、ポスター、リーフレット、店頭POP、書籍、名刺等に自由に使えます。

食育ピクトグラム・食育マーク 検索

全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）

- 食育の推進に向け、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、企業、団体、ボランティア、個人等幅広い関係者が、それぞれの活動をしながら連携・協働し、食育活動を推進する体制の強化を図る。
- 新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を情報共有する。
- 異業者間のマッチングによる新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の創出。
- 食育の推進に向けた研修を実施できる人材の育成等に取り組む。
- ネットワークの目的に賛同する機関、団体、企業、農林漁業者、学校関係者、個人等にネットワーク会員への参加を促し、一元的に情報発信を行う。

運営の母体となるのは「全国食育推進ネットワーク」発祥を「みんなの食育」とします。具体的な活動や運営方法については、積極的な取組を行っている企業や業種士の方々等で構成する幹事会で検討し、メンバーの主体的な取組を促進します。事務局においては、広報、マッチング、サロン及びフォーラムの開催等を実施し、運営のバックアップを行います。



食育推進フォーラム2021

全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）

幹事会
（積極的な取組を行っている企業、業種士等専門家）

幹事会の中で、食育推進に関するタイムリーなテーマを年に1～2割程度決定し、テーマごとに参加企業を募り、具体的な活動を行います。
（テーマ例）
・オンラインによる食育の推進・企業内食育の推進・食育月間、食育の日キャンペーン
・食育意識啓発の推進 等
（活動例）
・複数の企業における共同の食育イベントの実施・研修会の実施・食育の日コラポ企画の実施 等

事務局：農林水産省消費・安全局消費生活課・食育課
（広報 マッチング サロン フォーラムの運営）
関係者庁：文部科学省 厚生労働省 内閣府食品政策委員会 消費者庁等
（食育推進に関する政策や取組の推進等）

「全国食育推進ネットワーク」体制図

全国食育推進ネットワークサイト

●全国食育推進ネットワーク（農林水産省ホームページ）
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/index.html>

